

コンプライアンス

方針（基本的な考え方）

日油グループは、法令ならびに定款および社内諸規定を遵守し、業務の適正を確保するため、内部統制による管理体制を整えています。社会規範および法令の遵守については、「CSR基本方針」とそれに基づく企業行動倫理「日油倫理行動規範」として制定し、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンスに関わる各種施策立案、運用状況については適宜取締役会に報告され、管理監督されています。

CSR基本方針

私たちは、企業の社会的責任を果たし、持続可能な事業活動を行います。

1. 私たちは、一人ひとりが高い企業倫理に基づいて行動します。
2. 私たちは、人権を尊重し、多様な人材の活躍を支援します。
3. 私たちは、5つの安全を柱にレスポンシブル・ケア活動を推進します。
4. 私たちは、あらゆるステークホルダーのみなさまの関心に配慮し活動します。
5. 私たちは、地域社会のみなさまとともに、社会貢献活動を行います。

贈収賄防止基本方針

今日の社会においては、事業活動に絡む腐敗行為の防止は、企業における大きな課題の一つとして認識されています。日油は「日油グループ贈収賄防止基本方針」を定め、社長名にて公表するとともに、各国グループ会社へも展開を図りました。近年、厳格化している各国・地域における贈収賄・腐敗防止規制の遵守を徹底します。

このような活動の成果として、贈収賄の違反事例はありませんでした。

不正競争防止

日油は、営業秘密の不正取得、事実誤認を生じさせる行為、知的財産権の侵害等の不正競争行為を禁じ、コンプライアンス・マニュアルに詳細を記載、周知・徹底することで、不正競争防止法の遵守を図っています。

このような活動の成果として、不正競争防止法の取得違反事例はありませんでした。

体制

コンプライアンス委員会は、年2回の定期的開催のほか、コンプライアンス上の問題が発生したときは適時に開催し、問題点の把握、対応策の立案とフォローを行っています。これらの結果は取締役会に報告し、必要に応じて審議しています。

運用管理

コンプライアンス・マニュアル

日油グループでは、役員および従業員へのコンプライアンス意識の浸透を図るため、「日油倫理行動規範」をより詳しくかつ分かりやすく解説した「コンプライアンス・マニュアル」を作成しています。日本を含む各国共通の「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」は、11か国語で発行しています。

国別コンプライアンス・マニュアル

日油グループでは、各国の法制度を前提とした国別コンプライアンス・マニュアルの整備を進めていま

コンプライアンス

す。従業員の多い「米国版」、「中国版」、「インドネシア版」、「フランス版」、「ドイツ版」、「ベルギー版」、「イタリア版」、「韓国版」、「ブラジル版」を発行してグループ各社で活用しています。

コンプライアンス関連研修

日油グループでは、従業員を対象とした各種コンプライアンス関連研修を定期的を実施しています。2023年度は、新入社員、経験者採用者を対象としたコンプライアンス研修の継続、下請法に関連する注意事項の周知徹底、関係会社資材担当者に対する下請法教育のほか、全従業員を対象に「日油グループの価値観と人権・コンプライアンス」と題した講義を通じ、より高い視座からのコンプライアンス意識啓蒙を実施しました。

法令の制定・改正情報の入手

法令の制定・改正に対しては、さまざまな情報源

を活用した継続的な情報入手とともに、適切な対応を行ってきました。制定・改正情報の見落としリスクを低減させるため、グループ会社も含め、法令の制定・改正情報を電子メールにて自動受信できるシステムを導入しています。

社内報による啓蒙

従業員のコンプライアンスに関する意識を高める一助として、年4回発行する社内報を活用しています。キャラクターを使った親しみやすい解説記事を用いて、啓蒙活動を継続しています。



内部通報

コンプライアンスに違反した行為または違反する

恐れのある行為が存在することを知った場合の内部通報・相談窓口として日油の事業拠点が存在する諸外国において、日本語・英語・中国語（簡体字）・韓国語・インドネシア語・ポルトガル語に対応する窓口を、外部の第三者機関に設置しています。通報・相談者は、その事実を秘密裏に取り扱われることはもちろんのこと、通報・相談に関して何らの不利益を受けることはありません。また、本制度・窓口については、定期的に全世界グループ会社役職員に周知を行っています。

2023年度の内部通報件数は15件と前年度から件数は減少しましたが、従来に引き続いてハラスメントの割合が高い状況が見られました。また、いずれの通報に対しても迅速かつ通報者探索のないよう、慎重に事実関係の調査を行い、必要な是正措置、再発防止策を講じました。このような活動の成果として、法令に違反する事例はありませんでした。今後も内部通報制度の趣旨の理解と適切な運用を通じて、不正、腐敗防止、人権侵害、ハラスメント等を重大な事態になる前の段階でタイムリーに対応することで、より良い環境をつくります。